

令和3年6月1日から施行された 改正動物愛護管理法のお知らせ（抜粋）

令和3年4月に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」が新たに制定され、令和3年6月1日から施行されました。

制定内容のうち、動物取扱業者が遵守すべき7つのポイントについてお知らせします。

- 1 ケージ等の数値基準
- 2 飼養可能上限数の設定
（1人当たりの管理頭数上限）
- 3 飼養環境の管理
- 4 動物の疾病等に係る措置
- 5 動物の展示又は輸送の方法
- 6 繁殖できる回数、繁殖の方法等
- 7 動物の管理に関する基準の具体化

犬猫を取り扱うすべての事業者が対象です

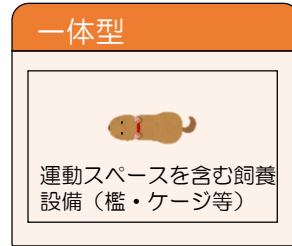
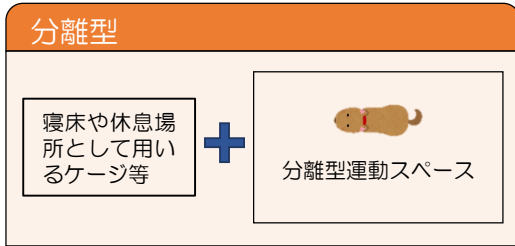
- 第一種動物取扱業者：犬猫の販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあわせ業、譲受飼養業
- 第二種動物取扱業者：犬猫の譲渡し業、保管業、貸出業、訓練業、展示業

ポイント1

飼養施設のケージ等の数値基準が定められました

『寝床・休息場所と運動スペースを分ける場合』と『運動スペースと一体とする場合』で基準が異なります。

- 運動スペース分離型飼養等（以下「分離型」という。）
寝床・休息場所となるケージ等とは別に飼養施設内に運動スペースを設置
- 運動スペース一体型飼養等（以下「一体型」という。）
寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等

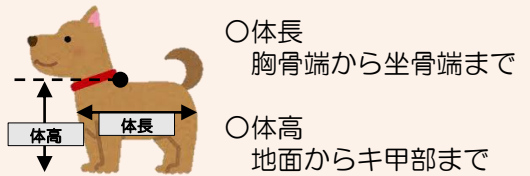


分離型の基準

寝床や休息場所となるケージの基準

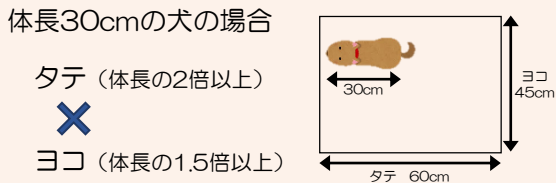
	タテ	ヨコ	高さ
犬	体長の2倍以上	体長の1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造

体長・体高

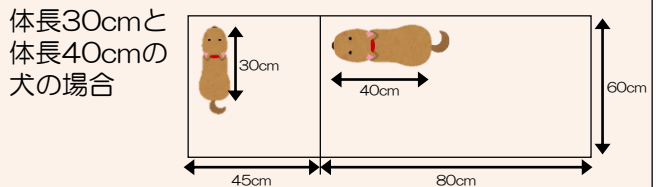


複数飼養する場合、各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保する必要があります。

基準となるケージ（イメージ図）



複数飼養（イメージ図）



運動スペース

一体型の基準と同一以上の面積を確保する必要があります。常時、犬猫が運動できる状態で維持管理することが必要です。

一体型の基準

寝床や休息場所となるケージの基準

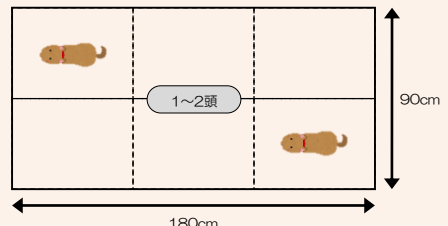
	床面積	高さ
犬	分離型の基準となる床面積の6倍以上	体高の2倍以上
猫	分離型の基準となる床面積の2倍以上	体高の4倍以上 棚を設け、3段以上の構造

イメージ図（猫）

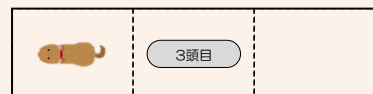


イメージ図（犬）

体長30cmの犬の場合
分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



複数飼養：1頭あたり3倍以上の床面積を確保



ポイント2

一人当たりの飼養可能上限数が定められました



犬：1人当たり20頭が上限（うち、繁殖犬は15頭まで）

猫：1人当たり30頭が上限（うち、繁殖猫は25頭まで）

○いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫（繁殖引退犬・猫）は頭数に含めません（その飼養施設にいるものに限る）。

○犬及び猫の両方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表のとおりです。

別表 1人当たりの飼養又は保管する頭数の上限の組合せ

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
うち 繁殖犬	0	1	2		3	4	5		6	7	8		9	10	11		12	13	14		15										
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
うち 繁殖猫	25	24	23		22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0				

ポイント3

飼養環境の管理基準が定められました



○飼養施設に温度計及び湿度計を備付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

○臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

○季節に応じ、自然採光又は照明により、光環境を管理すること（採光を調整すること）。

ポイント4

動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました



○1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。

○繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

ポイント5

動物の展示や輸送方法の基準が定められました



○犬又は猫を長期間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保すること。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること（販売業者、展示業者）。

○飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、嘔吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を目視によって観察すること（販売業者、貸出業者、譲渡業者）。

ポイント6

繁殖できる回数、繁殖の方法等が定められました



犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下。

ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

猫：雌の交配時の年齢は6歳以下。

ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

犬又は猫を繁殖させる場合には、

- ① 必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ② 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ③ ①の健康診断や②の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

ポイント7

動物の管理に関する基準が具体化されました



- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
⇒被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫とのふれあいを毎日行うこと。

基準省令の附則（経過措置）の概要

飼養施設に備える設備の規模に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、**既存の事業者に限って、令和4年6月から適用**となります。なお、**新規事業者は、令和3年6月から適用**となります。

1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施は、ケージ等の数値基準と同時に適用されます。

従業員数に関する事項

新たな従業員の確保や譲渡等による飼養頭数削減を行う期間が必要なため、従業員1名あたりの頭数は段階的に5頭ずつ減らし、犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎます。

第二種動物取扱業者では、ブリーダー等の第一種動物取扱業者からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期が1年遅れます。

➡ **新規事業者は、令和3年6月に完全施行**

既存事業者は、段階的に適用し、令和6年6月から完全施行（第一種動物取扱業者）

令和7年6月から完全施行（第二種動物取扱業者）

繁殖の方法に関する事項

マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数確認に対する実効性を担保できること※を考慮し、

- 雌の交配年齢、出産回数に係る規定は、**令和4年6月から適用**

※令和3年6月から生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用

- 年1回以上の健康診断及び帝王切開に係る規定は、**令和3年6月から適用**

法改正によって、令和3年6月1日から以下の内容も施行されます

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（法第22条の5）

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、出生後56日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

天然記念物指定犬の特例措置（附則）

文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬（指定犬※）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合、出生後49日を経過したもの。

※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

改正された動物の愛護及び管理に関する法律についてはこちらから

【環境省ホームページ】

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_date/nt_r010619_39.html